三条市立大学履修規程

（趣旨）

第１条　この規程は、三条市立大学学則（以下「学則」という。）第24条の規定に基づき、授業科目、履修方法等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（授業時間）

第２条　授業は、１日を１時限から５時限に分けて開講することとし、各時限の時間は次の表のとおりとする。

時限	時間
１時限	８：50～10：35
２時限	10：45～12：30
３時限	13：00～14：45
４時限	14：55～16：40
５時限	16：50～18：35

（授業科目等）

第３条　授業科目、配当年次及び単位数は別表第１のとおりとする。

２　各年度の開講科目、授業概要、開講曜日及び開講時限は、年度の始めに示す授業時間割及びシラバスによる。

（授業の方法）

第４条　授業は、講義、演習、実験・実習若しくは実技のいずれかにより、又はこれらの併用により行う。

（卒業要件）

第５条　学生は、４年（学則第21条から第23条までの規定により入学した学生にあっては別に定めた年数）以上在学し、所定の教育課程を修了しなければならない。

２　学則第38条に規定する卒業の要件として修得すべき単位数は129単位とし、その内訳は別表第２のとおりとする。

（履修登録及び取消し）

第６条　学生は、履修しようとする授業科目について、指定の期日内に届出を行うことにより履修登録をしなければならない。なお、履修登録をしていない授業科目については、履修することができない。

２　前項の履修登録については、ポータルサイトにより行う。

３　やむを得ない事由により、指定の期日内に履修登録を行うことができない場合は、その理由を付して学部長に届け出なければならない。

４　第１項の規定により届け出た授業科目は、履修取消届（様式第１号）を指定の期日内にStudent Support Unitへ提出することにより取り消すことができる。ただし、授業科目の変更はできない。

（受講者の抽選等）

第７条　履修の届出の後に、抽選等で受講者を選定することがある。

（履修の制限）

第８条　学則第25条第１項の単位数の上限は、半期につき26単位とする。

２　履修しようとする授業科目について、次の各号のいずれかに該当する場合は、原則として履修できない。

(1)　当該授業科目の履修の前提となる授業科目の単位を修得できていないとき。

(2)　在学年次より上級の年次に配当されている授業科目を履修しようとするとき。

(3)　クラス指定のある科目を該当クラス以外で履修しようとするとき。

(4)　同一時限に複数の授業科目を履修するとき。（第20条第１項の規定により重複履修を許可された場合を除く。）

（単位認定の時期）

第９条　授業科目の単位の認定は、各期末（通年で開講する授業科目にあっては、学年末）に行う。ただし、学部長が特別な理由があると認める場合は、この限りでない。

（単位認定対象資格）

第10条　次に掲げる各号のいずれかに該当する学生は、原則として単位認定を受ける資格がないものとする。第２号によらない科目は各授業科目のシラバスに明記する。

(1)　当該授業科目の履修登録をしていない者

(2)　当該授業科目に出席した回数がその全体の授業回数の３分の２に満たない者

(3)　休学及び停学中の者

(4)　授業料及び実習料を納付していない者

（成績評価）

第11条　学則第28条の評価に係る基準等は、次のとおりとする。

評価	評価基準	評点
Ｓ（秀）	到達目標を達成し、極めて優秀な成績をおさめている	90点以上
Ａ（優）	到達目標を達成し、優秀な成績をおさめている	80点以上
Ｂ（良）	到達目標を達成している	70点以上
Ｃ（可）	到達目標を最低限達成している	60点以上
Ｄ（不可）	到達目標を達成していない	59点以下

２　学生が授業科目の成績の評価に係る筆記試験、口述試験、論文又は報告書の審査等を受けないことにより、評価を判定できない場合は、当該評価の評語を「放棄」とし「Ｋ」と示す。

３　放棄された科目の単位数も第13条に規定するＧＰＡの算定に含め、計算上「０点」として扱う。

（保留制度）

第12条　授業科目の成績の評価がいずれの判定にも確定できなかった場合は、当該授業

科目の単位認定を保留にすることができる。この場合において、当該保留の期間は、原則として１年以内とし、当該期間内に学生が次項に規定する手続を行わなかった場合は、当該評価の評語を「放棄」とする。

２　学生は、前項の規定により保留となった授業科目の単位認定を再度希望する場合は、次学期当初に当該授業科目の担当教員に申し出て、許可を得た上で、その指示に従い当該期末までに再試験、課題提出等をしなければならない。

３　前項の規定により再試験、課題提出等を行った場合は、当該担当教員は、達成度の再評価を行い、判定を確定させるものとする。

（GPA制度）

第13条　成績評価に応じて、グレード・ポイント・アベレージ（以下「GPA」という。）を与える。

２　GPAの計算方法及び各グレード・ポイントは、別表第３に掲げるとおりとする。

（追試験）

第14条　疾病、事故、交通機関の遅延その他やむを得ない事由により試験等を受けることができなかった学生は、申請により当該授業科目の担当教員の許可を得て追試験を受けることができる。

２　前項の追試験を受けようとする学生は、追試験願（様式第２号）に、疾病の場合にあっては医師の診断書を、その他の理由の場合にあってはやむを得ない理由を証明する書類を添えて、指定する期日までにStudent Support Unitに提出しなければならない。

３　追試験を実施する場合は、その日程及び実施方法を別に指定する。

（再試験）

第15条　試験等を受験して不合格となった学生の再試験は、原則として行わない。ただし、学部長及び当該授業科目の担当教員がやむを得ないと認めた場合には、再試験を行うことができる。

２　再試験を実施する場合は、その日程及び実施方法を別に指定する。

（不正行為）

第16条　試験等において不正行為を行ったと認められる学生には、学則第42条第１項の規定による懲戒処分を行うほか、当該期に履修した全ての授業科目について、成績評価を不可とする。

（成績評価に対する異議申立て）

第17条　学生は、成績評価について、次の各号のいずれかに該当する場合に限り異議を申し立てることができる。

(1)　成績の誤記入等、明らかに担当教員の誤りであると思われるもの

(2)　シラバス、授業時間内での指示等により周知している達成目標や成績評価の方法から、明らかに逸脱した評価であると思われるもの

（成績の通知）

第18条　当該期に履修した全ての科目の成績を記した成績通知表を、原則として、当該期末に学生に通知する。

２　成績通知表は、原則として、三条市立大学学生規程第２条に規定する保証人に送付する。

（再履修）

第19条　不合格となった科目又は放棄した科目は、再履修することができる。ただし、同一年度に同一科目を複数回履修することはできない。

２　再履修した科目の成績は、再履修後の成績に置き換えられる。

（重複履修）

第20条　再履修が必要となる科目と、他に履修が必要となる科目が同時に開講される場合、２科目を重複して履修登録をすることを許可することがある。

２　重複履修できる科目は、原則として、必修科目とする。

３　重複履修を希望する者は、事前に重複履修を希望する科目のうち再履修をする科目の担当教員に許可を得なければならない。

（本学以外の教育施設等における学修等の単位認定）

第21条　学則第28条の規定にかかわらず、学則第29条から第31条に規定する本学以外の教育施設等における学修及び入学前の既修得単位の評語は、「認定」とする。この場合において、当該単位は、GPAの計算から除くものとする。

（休講）

第22条　授業担当教員の都合等により、やむを得ず授業を休講する場合は、あらかじめ所定の方法で示す。

（補講）

第23条　前条の規定により授業を休講した場合は、原則として補講を行う。

（公欠）

第24条　授業を欠席する事由が次の各号のいずれかに該当し、公欠・欠席届（様式第３号）に学長が必要と認める書類を添付し、Student Support Unit経由で学長に提出した場合は、原則として当該授業を出席したものとみなす。

(1)　次項に掲げる親族が死亡した場合

(2)　学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）第18条に規定する感染症に罹患した場合

(3)　天災に罹災し通学が不能になった場合

(4)　天災、ストライキ等により公共交通機関が途絶又は遅延した場合

(5)　裁判員として裁判所へ出廷した場合

(6)　その他学長が特別に認めた場合

２　授業を欠席する事由が前項第１号に該当する場合において、当該欠席を出席とみな

すことができる期間は、次の各号に定める親族の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日数（葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数として、それぞれ当該各号に定める期間に２日を加えた日数）とする。

(1)　配偶者又は１親等の親族　死亡した日から起算して７日（休日を含む。）

(2)　２親等の親族　死亡した日から起算して連続３日（休日を含む。）

３　授業を欠席する事由が第１項第２号から第６号に該当する場合において、当該欠席を出席とみなすことができる期間は、学長が必要と認めた日数とする。

（欠席）

第25条　疾病その他やむを得ない事由により継続して２週間以上授業を欠席しようとする学生は、公欠・欠席届（様式第３号）をStudent Support Unit経由で学長に提出しなければならない。ただし、前条の規定によりこれを提出した場合は、この限りでない。

２　前項に規定する欠席の事由が疾病による場合は、医師の診断書を添付しなければならない。

３　急迫の事情により事前に公欠・欠席届を提出できなかったときは、欠席する期間が終了した後、速やかに提出しなければならない。

（履修登録の取消）

第26条　期の途中において、休学、退学又は除籍した者については、当該期に履修登録した全ての科目の履修登録を取り消す。

（雑則）

第27条　この規程に定めるもののほか、履修に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この規程は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和４年10月28日から施行する。

附　則

この規程は、令和５年６月21日から施行し、令和５年６月１日から適用する。

附　則

この規程は、令和８年４月１日から施行する。

別表第１（第３条関係）

授業科目			配当年次	単位数
教養科目	語学科目	基礎英語	1 前	1
		英語Ⅰ	1 前	1
		英語Ⅱ	1 後	1
		英語Ⅲ	2 前	1
		英語Ⅳ	2 後	1
		専門英語Ⅰ	3 前	1
		専門英語Ⅱ	4 前	1
	人文社会科目	経済学	1 前	2
		社会調査学	1 前	2
		古典に親しむ	1 前	2
		歴史学	1 前	2
		文化人類学	1 後	2
		企業法務	3 前	2
		百科的デザインⅠ	2 前	2
		百科的デザインⅡ	3 前	2
	理工科目	ユニバーサルデザイン	1 前	2
		工業と環境	1 後	2
		基礎有機化学	2 前	2
		基礎無機化学	2 前	2
		エネルギーの科学	2 前	2
	人間形成科目	スポーツⅠ	1 前	1
		スポーツⅡ	1 後	1
		心理学	2 後	1
		キャリアデザイン	2 後	1
		傾聴の力Ⅰ	4 前	1
		傾聴の力Ⅱ	4 前	1
	基礎数理科目	基礎数学演習	1 前	1
		解析学Ⅰ	1 前	2
		解析学Ⅱ	1 後	2
		線形代数	1 前	2
		確率統計基礎	1 後	2
		基礎物理学	1 前	2
		基礎物理学演習	1 前	1
		基礎化学	1 前	2
		基礎化学演習	1 前	1
		基礎科学実験	1 後	2
専門科目	総合科目	燕三条リテラシ	1 前	1
		プロジェクト演習Ⅰ	1 前	1
		プロジェクト演習Ⅱ	1 後	1
		プロジェクト演習Ⅲ	2 前	1
		プロジェクト演習Ⅳ	2 後	1
		技術者倫理	2 前	2
		産学連携実習Ⅰ	2 後	3
		産学連携実習Ⅱ	3 後	8

		プロトタイピング演習	3前	1
		商品企画プロジェクト演習	4前	1
		IBLDⅡ	4前	1
		卒業研究Ⅰ	4前	4
		卒業研究Ⅱ	4後	4
	基礎工学科目	材料工学概論	1前	2
		加工学概論	1前	2
		機構・製図基礎	1前	1
		工業数学Ⅰ	2前	2
		工業数学Ⅱ	2後	1
		力学	1後	2
		力学・電気工学演習	1後	1
		材料力学	1後	2
		材料工学	1後	2
		プログラミング演習基礎	1後	1
		電気工学	1後	2
		設計製図演習Ⅰ	1後	1
		設計製図演習Ⅱ	2前	1
		熱力学	2前	2
		水力学	2後	2
		機械力学	2前	2
		機械工作実習	2前	2
		工学実験	3前	2
	応用工学科目	電気磁気学	2前	2
		電子工学	2前	2
		機械要素工学	2前	2
		実用材料工学	2後	2
		特殊加工法	2前	2
		計測工学	2後	2
		メカトロニクス演習	2後	1
		機械加工学	3前	2
		IoTセンサ工学	3前	2
		機器分析学基礎	3前	2
		高分子材料工学	3前	2
		加工シミュレーション	3前	2
		伝熱工学	3前	2
		応用材料力学	3前	2
		流体力学	3前	2
		データサイエンス概論	3前	2
		トライボロジー概論	3前	2
	発展技術科目	CAE工学	3前	2
		ソフトマター力学概論	3前	2
		塑性加工技術論	3前	2
		表面加工技術論	3前	2
		金型産業技術論	3前	2
		プラスチック産業技術論	3前	2

		刃物製造技術論	3前	2
		安全管理技術論	3前	2
		複合材料工学	3前	2
		実用プログラミング演習	3前	1
		機械学習技術論	3前	2
		医療機器工学	3前	2
	経営系科目	経営学基礎	1前	2
		経営組織論（リーダーシップ）	2前	2
		簿記会計入門	2前	2
		経営戦略論	2前	2
		企業会計	2後	2
		マーケティング論	2後	2
		人的資源管理論	3前	2
		データとビジネス	3前	2
		ロジスティクス論	3後	1
		起業経営論（アントレプレナーシップ）	4前	2
		イノベーションマネジメント	3前	2
		地域金融マネジメント論	2後	2
		IBLDⅠ	3前	2
	技術マネジメント科目	技術マネジメント論	1後	2
		知的財産戦略	2前	2
		生産管理論	2後	2
		品質管理論	3前	2
		イノベーションエコシステム論	3前	2
		製品開発プロセス	3前	2
		ものづくり戦略 QCDF	4前	2
		R&D マネジメント	4前	2
		技術インシデント／危機管理	3前	2

別表第２（第５条第２項関係）

三条市立大学工学部技術・経営工学科の卒業要件

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">区分</th><th colspan="5">卒業要件単位数</th></tr>
<tr><th>必修科目</th><th>選択必修科目</th><th colspan="2">選択科目</th><th>合計</th></tr>
<tr><td rowspan="5">教養科目</td><td>語学科目</td><td>４単位</td><td>—</td><td>—</td><td rowspan="5">13単位以上
※1</td><td rowspan="5">31単位以上</td></tr>
<tr><td>人文社会科目</td><td>—</td><td>—</td><td>４単位以上</td></tr>
<tr><td>理工科目</td><td>—</td><td>—</td><td>４単位以上</td></tr>
<tr><td>人間形成科目</td><td>—</td><td>—</td><td>２単位以上</td></tr>
<tr><td>基礎数理科目</td><td>14単位</td><td>—</td><td>—</td></tr>
<tr><td rowspan="6">専門科目</td><td>総合科目</td><td>27単位</td><td>1単位※3</td><td colspan="2">—</td><td rowspan="6">98単位以上</td></tr>
<tr><td>基礎工学科目</td><td>25単位</td><td>—</td><td>—</td><td rowspan="5">37単位以上
※2</td></tr>
<tr><td>応用工学科目</td><td>—</td><td>—</td><td>12単位以上</td></tr>
<tr><td>発展技術科目</td><td>—</td><td>—</td><td>６単位以上</td></tr>
<tr><td>経営系科目</td><td>２単位</td><td>—</td><td>２単位以上</td></tr>
<tr><td>技術マネジメント科目</td><td>６単位</td><td>—</td><td>４単位以上</td></tr>
<tr><td colspan="2">卒業要件単位数</td><td colspan="2">79単位</td><td colspan="2">50単位以上</td><td>129単位以上</td></tr>
</table>

※１　教養選択科目において、人文社会科目から４単位以上、理工科目から４単位以上、人間形成科目から２単位以上を取得し、基礎数理科目、語学科目を含めた５分野の合計取得単位数が13単位を超えることを卒業要件とする。

※２　専門選択科目において、応用工学科目から12単位以上、発展技術科目から６単位以上、経営系科目から２単位以上、技術マネジメント科目から４単位以上取得し、基礎工学科目を含めた専門選択科目の合計取得単位数が37単位を超えることを卒業要件とする。

※３総合科目において、「商品企画プロジェクト演習」または「IBLDⅡ」のいずれかを必ず取得すること。

別表第３（第13条関係）

GPAの計算方法

$$\mathrm{GPA} = \frac{(\text{履修した科目の GP} \times \text{その科目の単位数})\text{の合計}}{\text{履修登録単位数の合計}}$$

GPAの換算基準

評価	GP（Grade Point）
S（秀）	4.0
A（優）	3.0
B（良）	2.0
C（可）	1.0
D（不可）	0

K（放棄）	0

※令和８年度における産学連携実習Ⅰの評価については、GPA の計算には含まないこととし、産学連携実習Ⅱの評価については従来通り GPA の計算には含むこととする。ただし、令和９年度以降の産学連携実習ⅠおよびⅡの評価は GPA の計算には含まない単位認定のみとする。

進級要件に関する要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、三条市立大学（以下「本学」という。）における学生の進級要件として必要な事項を定めるものとする。

（進級要件）

第２条　学生が３年次に進級するためには２年次修了までに次の全てを満たした場合に、進級要件を満たすものとする。

(1)　２年以上本学に在学していること。（三条市立大学学則第 21 条から第 23 条までの規定により入学した学生にあっては別に定めた年数）

(2)　必修科目 53 単位以上修得していること。

（その他）

第３条　この要綱に定めるもののほか、進級要件に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

１　この要綱は、令和８年４月１日から適用する。

２　この要綱は、令和８年度入学生から適用する。

三条市立大学卒業見込要件に関する要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、三条市立大学（以下「本学」という。）における学生の卒業見込要件として必要な事項を定めるものとする。

（卒業見込要件）

第２条　学生が次の全てを満たした場合に、卒業見込要件を満たすものとする。

(1)　３年以上本学に在学していること（学則第21条から第23条までの規定により入学した学生にあっては別に定めた年数）。

(2)　修得している単位数が110単位以上であること。

(3)　必修科目の単位数を68単位以上修得していること。

（学生への卒業見込証明書を発行する要件）

第３条　学生が卒業見込要件を満たした場合には、当該学生に対し卒業見込証明書が発行されるものとする。

（その他）

第４条　この要綱に定めるもののほか、卒業見込要件について必要な事項は、別に定める。

附　則

１　この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

２　令和３年度入学生においては、第２条第２号の「110単位」を「106単位」と読み替える。